

中間とりまとめ（案）に対する意見について

平成 22 年 5 月 6 日
新潟県 嘉藤 隆

1 P F I 手法による社会資本整備が、直接「財政再建」に資するものと誤解されることのないよう表現を工夫できないか。

【補足】

- ・ P F I の活用により、一定の経費節減効果が見込まれるものの、「財政再建」に直接結びつけることには、やや不自然な感じがある。
- ・ 従来手法による起債と、P F I 手法による民間資金調達、いずれも地方公共団体の債務負担という点では同じであり、財政健全化判断比率である「実質公債費比率」や「将来負担比率」の算定に与える影響は同じである。

2 今後、次の点について具体的な課題解決に向け検討が必要と考える。

- ・ 地域活性化・地域の自主性の強化
- ・ 情報公開（事業運営状況の公表）

【補足】

- ・ 地域活性化・地域の自主性の強化
P F I で整備すると、地元中小企業が潤わないといったことを、議会から指摘される。この点は、当県が P F I を推進する上で課題であると認識している。
- ・ 情報公開（事業運営状況の公表）
平成 21 年度の包括外部監査では、P F I 事業開始後の情報を公表する手法を検討するよう求める意見があった。
実際のところ、情報の公開については、予め契約書に盛り込んでおかないと、困難であると思われる。
P F I 制度の一環として公表が義務づけられないか。